



毎月1回1日発行

発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)

電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者：水落雅彦

編集委員会：中静友則 若杉貴浩 堀内崇志 野田徹 白石栄一

印刷所：(株)白 橋



令和3年8月 災害復旧技術専門家派遣（鹿児島県さつま町）令和3年7月豪雨により被災した川内川水系海老川の護岸と町道

目 次

年頭のご挨拶	公益社団法人 全国防災協会 会長 脇 雅史	2
新年のご挨拶	国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫	4
年頭のご挨拶	国土交通省水管理・国土保全局 防災課長 朝堀 泰明	7
香川県の防災の取組み	香川県土木部河川砂防課 十河 昌司	9
令和3年度 防災・減災対策等強化事業推進費を配分（第3回）		13
「災害査定の留意点」第16回	水管理・国土保全局防災課	16
協会だより 陣内孝雄名誉会長（元参議院議員）が九州北部豪雨権限代行赤谷川災害復旧現場等を視察九州地方整備局の藤巻浩之局長、島本和仁河川部長、筑後川河川事務所の吉田大所長等と意見交換		18
被害報告		12月28日現在 19

年頭のご挨拶



公益社団法人全国防災協会 会長 脇 雅 史

明けましておめでとうございます。

会員の皆様を始め関係者の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

常日頃から、当協会の業務運営、推進に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の国土交通省所管の公共土木施設の被害報告額は、令和 3 年 11 月 30 日現在で直轄、補助合わせて、10,351箇所、2,508億円とされています。

これらの災害を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受け続けている中で、本年も 7 月の梅雨前線豪雨により東北地方から西日本にかけて広い範囲で記録的な大雨となり、また、8 月 11 日以降、日本付近に停滞している前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、西日本から東日本の広い範囲で大雨となりました。これらの大雨により 12 月 3 日現在で、死者 39 名、行方不明者 2 名、負傷者 27 名、住家被害 11,829 棟にも上る甚大な被害が発生しました。

被災されました方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

近年、地球温暖化の影響が顕在化しているといわれており、短時間強雨の発生回数が時間雨量 50mm 以上の場合で約 1.4 倍、80mm 以上の場合で 1.7 倍に増加し、また、台風の大規模化が予測され、今後、更に気候変動が進み水災害の頻発化・激甚化が懸念されています。こうした近年の水災害を巡る環境の変化を受けて、「過去の実績降雨を用いて所要の安全度を確保する治水計画」から「気候変動

の影響による将来の降雨量の増加も考慮した治水計画」へと転換することが求められています。このため、あらゆる関係者が協働して流域全体で取組む「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す動きが始まっています。一方で、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模地震への備えも喫緊の課題となっています。

更に、市町村における技術系職員の不足等による公共土木施設の維持管理の不足、公共事業施行における困難等の課題が顕在化しています。

このような状況の下、災害復旧事業・改良復旧事業の早期・的確な実施、従来の「原形復旧」の枠組みにとらわれない、流域全体を俯瞰しながら、流域全体で水災害リスクを低減する流域治水の考え方を取入れた災害復旧事業の実施が、被災地の復旧・復興、再度災害の防止、民生の安定に必要であり、かつ重要な行政の責務となっています。

当協会といたしましても、大規模な災害が発生したときには、災害復旧や改良復旧計画立案のため、被災自治体から国土交通本省防災課に要請がなされ必要と判断された場合に、無償で災害復旧技術専門家を派遣する制度を設け、昨年も 7 月豪雨で甚大な被害が発生した鹿児島県さつま町に 2 名を派遣したところです。今後も積極的に派遣してまいる所存ですので、ご活用くださいますようお願いいたします。

当協会は、本年も公益社団法人として着実な歩みを進めて参る所存でございます。

会員各位、関係者各位の皆様のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げまして、新年の挨拶といたします。



新年のご挨拶



国土交通省水管理・国土保全局長 井 上 智 夫

新しい年を迎えるにあたり、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

皆様には、日ごろから水管理・国土保全局の所管行政の推進にご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、気候変動への対応について国内外で大きな動きがあった年でした。パリ協定に基づく国際合意を実現化させるため、世界各国が温室効果ガスの排出量の削減について具体的な目標を掲げました。日本政府も、昨年4月、温室効果ガスの排出量を2030年までに2013年度比で46%削減する目標を掲げました。全ての国が削減目標を掲げるまでには至らなかったことは残念ですが、大きな一歩を踏み出したと言えます。一方で、地球温暖化に伴う気候変動は刻々と進行しており、既に顕在化し、私たちの命や暮らしを脅かしています。パリ協定にしたがって国際社会がカーボンニュートラルに精力的に取り組んでも、これまでの温室効果ガス排出の影響をキャンセルすることはできず、現在よりも温暖化は進行し、2100年には1.5～2℃上昇することが見込まれています。このことは、豪雨災害が今後さらに激甚化・頻発化することを意味しています。そのようになれば、これまでの治水対策の実施スピードでは当面の達成目標にも追いつきません。異常気象が新しい日常となりつつある中で、安全を確保し向上させるためには、気候変動への適応策として治水対策を抜本的に強化することが求められます。

国土交通省は、2018年7月の西日本豪雨や台風21号、北海道胆振東部地震など相次ぐ災害を踏まえ、同年末に国土強靱化の出発点ともいえる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、緊急に対応すべき箇所について集中的な対策を実施してきました。河川対策では、河道内に堆積した土砂の掘削と繁茂した樹木の伐採・除去など、本川の流下能力を向上させる対策を重点的に進めてきました。その結果、全国で約4,500万立方メートルの土砂を3年間で除去しました（1日当たり10t ダンプ10,000台に相当）。こうした取り組みが奏功し、昨年8月に西日本を中心に発生した大雨では、89の河川が氾濫しましたが、2018年の西日本豪雨と比べると同じ地域で同規模の雨量を記録したにもかかわらず、その数は三分の一以下となりました。河川の氾濫による死者が出なかったことに加えて、土砂災害の発生件数も減り被害を抑えることができました。このように、客観的事実からも事前防災対策の重要性が立証されたといえます。災害が起こる前から対策を実施する事前防災へ予算を大きく投じることで、経済的にも大きなメリットが生まれます。

水害への対応の基本は、事前防災対策、気候変動への対応の観点から見れば適応策です。一度大規模な水害が発生すると、尊い人命が失われるおそれがあり、家屋、事業所に損害を与え、地域の生業に長期的に影響を与えるだけでなく、被災者に精神的な損害を与えることになります。大都市圏が被災した場合には、被害の影響は被災地域にとどまらず、日本経済ひいては世界経済に影響を及ぼしかねません。また、被災地の復旧・復興には少なくとも数年かかるとともに、その影響が長期に及ぶ場合には地域経済は疲弊することとなります。人命と資産を守る公共土木施設が被災した場合には災害復旧と再度災害防止の対策がとられますが、それよりもこのような事態にならないように事前防災対策を行い、災害発生を未然に防止する方が経済的にも割に合うことは自明です。

これら事前防災対策の推進は、結果として災害復旧費用の低減にもつながります。そのためにも、事前防災対策に関する中長期的に安定的な予算の確保が求められます。従来は事前防災対策や維持管理・更新、再度災害防止対策に係る予算として当初予算計約9,000億円を、災害復旧には主に補正予算で約5,000億円超を充てておりました。しかし、これらの予算はいずれも税金や建設国債で、国民負担に帰結します。したがってこの内訳のうち、事前防災対策に係る予算を拡大することで逆に災害復旧費用を大幅に縮小させ、マクロの財政出動を全体的に軽減することを目指しています。当初予算には財政制約もあり、事前防災対策に係る予算を伸長させていくのは容易ではありませんが、災害復旧費用の縮小は即ち、一般資産等被害額の減少にはほぼ直結しますので、この方向が日本としてこれから目指すべき道であろうと確信しています。そして、事前防災対策を行う以上は、早め早めに手を打つことが重要です。

この事前防災対策については、ダムや河川堤防の増設・強化にとどまらず流域全体を対象とした「流域治水」の考え方に基づいた対策が求められます。集水域においては、治水ダムだけでなく、発電や農業用水などの利水ダムにおいても貯留水の事前放流に協力していただくという方策で、関係省庁連携の下、既に2020年夏から運用を開始しています。こうした発想を拡大し、森林、農地・水田等をはじめ一般民家や事業所の敷地に貯留・保水機能を持ていただくなど、自治体はもちろん、住民レベル、事業者レベルの協力も得て、総動員で流域治水を進めていきたいと考えています。昨年11月には流域治水関連法が全面施行されましたが、同法に基づき特定都市河川として指定された河川流域において、雨水貯留浸透施設や二線堤を整備する場合には、これまで3分の1だった国庫補助率を2分の1に増額するとともに、民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設については固定資産税を減額する等の支援制度を設けています。

氾濫域においては、水害に強いまちづくり・住まいづくりを進めます。氾濫・浸水によって被害を受ける対象を削減させるべく、既に、危険なエリアにはコンパクト・シティの居住誘導区域を設定しないようにする都市計画段階からの取り組みに加え、水害リスク情報を不動産取引の際の重要事項として説明を義務化する取り組みを進めています。さらに、浸水によって住民の生命に危害が及ぶような地域には極力居住しないよう、あるいは、居住するならば浸水深よりも高い部屋に居室を設けるように誘導することが重要です。このため、流域治水関連法によって、都道府県知事が浸水被害の危険が著しく高いエリアを「浸水被害防止区域」に指定する制度を創設し、住宅や要配慮

者施設などに係る区域内の開発・建築行為を許可制にします。防災集団移転促進事業のエリア要件を浸水被害防止区域などに拡充し、危険なエリアからの移転を促進します。また、そもそも雨水の貯留や保水の機能を持っている土地は極力そのままの状況を維持することが重要です。このため、流域治水関連法によって、都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用するとともに、河川沿いの貯留機能を有する土地を貯留機能保全区域に指定する制度を創設し、区域内の盛土行為などを対象に届け出を義務化します。

こうした取り組みを推進するため、国土交通省では、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」をまとめました。河川管理者と地方自治体のまちづくり部局など関係者が連携して取り組む防災まちづくりの基本的な考え方や水災害リスクの評価法などを示しています。評価結果に応じて水災害リスクを軽減または回避する対策を検討し、防災まちづくりの目標を設定した上で対策を実行することになります。具体的には、河川からの氾濫と内水による浸水をあわせた水害リスク評価を進めてまいります。これまでは想定最大規模の洪水発生によって想定される浸水深を表示した水害ハザードマップを提供してきましたが、今後は想定最大規模に加え、より頻度の高い降雨による浸水範囲を頻度ごとに示した水害リスクマップを新たに整備し、水害リスク情報の充実を図ります。インフラ整備が進めば浸水頻度も下がってくるので、現状のリスクと整備後のリスクを比較することで「目に見える」形で公共事業の効果を国民に実感していただけるほか、住居・企業の立地選択、融資・投資のリスクヘッジ方策、水害保険における保険料率の算定にも役立つものと期待しています。

今年は、「流域治水の本格的実践」が始まる年になります。流域治水関連法の施行により法的枠組みの運用が開始されたことに加え、流域治水の対策を中長期的に計画的に実施する財政的枠組みも、2020年末に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として整えられ、河川整備の完成年次を前倒しすることとしています。将来の気候変動を踏まえた治水計画の見直しや水害リスク評価の充実など、科学技術の社会実装も急ピッチで進められています。今年から、災害復旧事業においても、流域治水の観点を取り入れた新しい制度が始まります。これまでは、原形復旧だけでは再度災害の防止が難しい場合には、たとえば、堤防を嵩上げする等の改良復旧で対応することとしてきました。この方法では、流下能力が向上することで再度災害の防止が可能になる反面、被災箇所の下流側においても流下能力を向上させる追加的な対策が必要となることから対応までに長期間を要する場合がある等の課題がありました。一方、被災箇所の復旧にあたり、家屋等の資産を保全する輪中堤や貯留機能を有する遊水地を組み合わせる整備するならば、下流側の水害リスクを高めずに再度災害防止を行うことができることから、短期間に被災箇所周辺における対策を完了することができます。今年からは、このような災害復旧事業も可能となります。こうした新たな流域治水の方策も活用し、治水安全度の確保のスピードを上げていきたいと考えておりますので、関係者のご協力、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

年頭のご挨拶



国土交通省水管理・国土保全局防災課長 朝 堀 泰 明

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の第5波がこれまでの最大規模となるなど、生活のあらゆる場面で感染症対策が求められた一年となりました。

こうした中、各地で大きな地震が発生しました。2月には、福島県沖を震源とする地震により宮城県や福島県で震度6強が観測され、常磐自動車道や東北新幹線等に被害が生じました。また、10月には、10年ぶりに東京23区で震度5強を観測する地震が発生したほか、12月には、山梨県、和歌山県、鹿児島県で震度5弱や5強を観測する地震が相次いで発生しました。

一方、7月、8月には、台風や停滞する前線等の影響により全国各地で河川の氾濫や土砂災害等が発生しました。これらの災害によりお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被害にあわれた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

昨年は、全国で1万2百箇所、被害額は2千6百億円を超える公共土木施設被害が発生しました（令和3年12月15日時点）。国土交通省では、国が管理している河川、道路等の応急復旧を行うとともに、権限代行により県管理道路の迅速な災害復旧事業を実施したほか、土石流災害が発生した熱海市においては二次被害防止のための緊急的な砂防工事を国直轄で実施しています。

また、各地で発生した災害に対し、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を派遣し、被災状況調査や危険箇所の監視、排水ポンプ車による浸水排除等、被災自治体の支援に取り組みました。

公共土木施設の復旧については、被災現場に赴かず書面のみによる査定を多くの箇所で実施するなど、一層の災害査定効率化（簡素化）に取り組み、12月までに概ね全ての災害査定を終えることができました。

これらの査定に先立ち、鹿児島県さつま町からの要請により現地に赴かれ、災害復旧工法についての助言等を行っていただいた災害復旧技術専門家の皆様に対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

なお、これらの災害復旧については、令和3年度補正予算が12月20日に成立（災害復旧事業等：約3,152億円）したところであり、今後とも被災地の早期の復旧・復興に全力で取り組んでまいります。

近年の激甚化・頻発化する豪雨災害や、切迫化する大規模地震等に対応するためには、事前のハード・ソフト対策の実施等の平時からの取組が重要です。

このため、国土交通省では、「いのちとくらしをまもる防災減災」をスローガンとする「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」を令和 2 年 7 月にとりまとめ、流域治水の推進等の防災・減災施策を着実に推進してきたところです。

このプロジェクトについて、昨年 6 月には、前年度の災害の教訓等も踏まえ、「住民避難」・「輸送確保」に関する施策を重点推進施策として、関係省庁や企業等との更なる連携促進、リスクコミュニケーションの展開、デジタルトランスフォーメーションの導入により、プロジェクト全体の充実・強化を図りました。

この他、南海トラフ地震や首都直下地震に備え、全国の TEC-FORCE があらかじめ定めた活動計画に基づき迅速かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練等を行いました。加えて、デジタル技術を活用した装備の充実等も継続して実施してきており、大規模地震への対応力の強化に引き続き取り組んでまいります。

昨年 5 月に改正された災害対策基本法において、災害が発生するおそれ段階から国の災害対策本部を設置することが可能となり、国、地方公共団体、指定公共機関等が一体となって災害応急対策を実施できるようになりました。国土交通省ではこの改正を受けて、国民の皆様方がリスクを認識し事前の準備を行えるよう、災害発生のおそれ段階から省を挙げたリスクコミュニケーションを展開することとし、昨年の 6 月に防災行動計画（第 1 版）を作成し、運用を開始しました。今後も計画の実効性をさらに向上させるために、平時におけるリスクコミュニケーションの強化に取り組んでまいります。

最後に、災害復旧に関する新たな取組を二点ご紹介します。

一点目は流域治水型災害復旧制度の創設です。

これは、気候変動のスピードに追いつくよう対策のスピードアップを図るとともに、流域における貯留・遊水機能の強化・保全を図る「流域治水」の考えを災害復旧事業に取り入れたものです。具体的には、下流に負荷をかけず早期に安全度向上が可能な輪中堤、遊水地の整備をいわゆる原形復旧と同格の事業として実施することができるよう災害復旧制度を拡充します。

二点目は災害復旧の円滑な実施のための取組についてです。

技術職員不足等の課題を抱える市町村において、災害復旧事業を円滑に実施することができるよう、支援方策について検討を進めるとともに、既存の支援方策・取組や好事例を示したガイドラインの作成を進めます。また、デジタル技術の社会実装が急速に進む中、災害復旧事業においても三次元データの活用やリモート査定のさらなる推進を図り、被災自治体の負担軽減、災害復旧の早期化に取り組んでまいります。

今後とも、国民の命と生活を守るため、様々な取組を進めてまいりますので、防災協会並びに会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、防災協会のご発展と会員の皆様のご健勝をお祈り申し上げ、新春のご挨拶とさせていただきます。

香川県の防災の取組み

香川県土木部河川砂防課

砂防・防災グループ 課長補佐

そごう しょうじ
十河 昌司



1. はじめに

(1) 香川県の地勢

香川県は日本で初めて国立公園に指定された瀬戸内海国立公園の中心に位置し、四国の東北部にあります。面積は全国で最も小さく（1,877km²）、平地と山地はおおよそ相半ばしており、北は瀬戸内海をはさんで、瀬戸大橋で岡山県と結ばれ、東及び南は徳島県に、西は愛媛県に接しています。海岸線の延長は約735kmで、海面には多数の島が点在し、風光は誠に美しいものがあり、気候は、四季を通じて温暖少雨で、気候温和、明るい瀬戸内海の気候に恵まれています。

美しい自然と温暖な気候に恵まれた香川県は、万葉集にも、「玉藻よし讃岐の国は国がらか見れども飽かぬ」と歌われています。

(2) 地名のいわれ

「香川」という名前は、「香の川」からきているといわれています。昔、香川の奥山に、樺川（樺河）というところがあり、その地に「樺の木」があって、ここに流れる川の水に香りをうつして流れたことから、「香川」になったと「全讃史」は伝えています。



昭和51年小豆島災害（小豆島町）

(3) 災害発生状況

香川県は、降雨の少ない典型的な瀬戸内式気候に属し、山間部もそれほど深くないために大きな河川もなく、全国的にも比較的災害の少ない県であると言われています。

しかしながら、過去には、昭和51年の台風第17号や62年の第19号、また平成16年には四国に6回も台風が上陸し、その中でも第23号による記録的豪雨は、戦後最大級の台風被害をもたらしました。

次に、本県の防災の取組みについて、いくつか紹介したいと思います。

2. 流域治水への取組み

香川県においては、洪水氾濫や土砂災害による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的に、国や各市町などと設立している「香川県大規模氾濫等減災協議会」の下部組織として「流域治水分科会」を設置し、流域全体のあらゆる関係者が連携して重点的に実施する対策等を示す「流域治水プロジェクト」について、学識経験者等の意見を反映したうえで、協議会への議論を踏まえ、令和3年8月に公表したところです。



平成16年災害 本津川（高松市）

本県の流域治水プロジェクトは、地形等を考慮し 7 つの圏域に分割しており、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の 3 つに分類したうえで各対策の実施主体や目標達成に向けたロードマップを明示しており、今後は、毎年度の流域治水分科会において実施状況のフォローアップ等を行っていくこととしています。

県としては、河川改修やダム、砂防ダムの整備を推進するとともに、河川の水位情報などの防災情報の県民の皆様・市町等への提供や、水災害リスクのより低い区域へ誘導するよう、市町が策定する立地適正化計画の中で災害リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定等について助言するなど、ハード・ソフト両面から流域治水に取り組んでいきたいと考えています。

3. 水防情報の提供等について

流域治水プロジェクトに基づく取組みとして、平時における水害リスク情報である洪水浸水想定区域図の公表や、大雨の際の河川の水位情報の提供についてご紹介します。

(1) 洪水浸水想定区域図について

洪水浸水想定区域図については、本県でも令和 3

年 5 月までに洪水予報河川・水位周知河川 14 河川において、想定し得る最大規模の洪水による「洪水浸水想定区域図」を作成・公表したほか、令和 2 年度から、ダムの下流河川においても作成を進めています。

また、水害リスク情報が提供されていない小規模な河川においても多くの浸水被害が発生していることから、本県においても、今年度から、小規模河川の洪水浸水想定区域図の作成に着手したところですが、県管理河川 291 河川のうち作成対象河川数が約 280 河川と多いことから、築堤区間の有無や浸水が想定される範囲内の人口・資産等により優先順位を付けて作成を進め、水害リスク情報空白地帯を、順次解消することとしています。

(2) 水位情報の提供について

河川の水位情報については、これまで、河川水位を常時観測するための従来型の水位計を 94 箇所設置し、市町の水防活動を支援してきており、平成 30 年度からはこれに加え、洪水時の水位観測に特化した小型で低コストの危機管理型水位計を、市町や消防団と協議し、住民の皆様の避難判断に活用できるよう、洪水の危険性が高い箇所や地域の水防活動開始の指標となる箇所など 107 箇所を設置しています。

また、リアルタイムの水位情報に加え、新たに住



香川県防災情報システムによる情報収集・伝達



民の避難判断の目安となる危険水位を設定し、それらの情報を県のホームページ「かがわ防災 web ポータル」などに掲載するとともに、インターネットを利用しない住民には水防団等を通じて周知していただけるような連絡体制の確保も市町に働きかけています。

4. 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練実施の促進について

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成促進のためには、各関係者が連携して取り組むことが重要であることから、本県では施設を所管する教育担当部局や健康福祉部局と、防災と土木担当部局で構成する「情報連絡会」を設置し、各省庁から発出される通知等を共有したり、計画未作成の施設を確認し施設への指導等を行うよう依頼しています。

今年度は新型コロナウイルス感染症対策に配慮しつつ、以下の取り組みを行っています。

① 情報共有

大規模氾濫等減災協議会や情報連絡会を通じて

関係機関が情報を共有することで、各種取組みを円滑に実施できる体制を整える。

② 避難確保計画の作成状況

四半期に1回程度、施設毎及び市町毎の作成状況や未作成施設を調査し、結果を情報共有する。

③ 施設管理者へ作成依頼

施設所管課及び市町から文章や会議により作成を依頼する。実地検査などの際に作成を指導する。

④ 作成支援ツール

避難確保計画を容易に作成するためのツール(様式、作成例、手引き)を施設管理者に送付する。

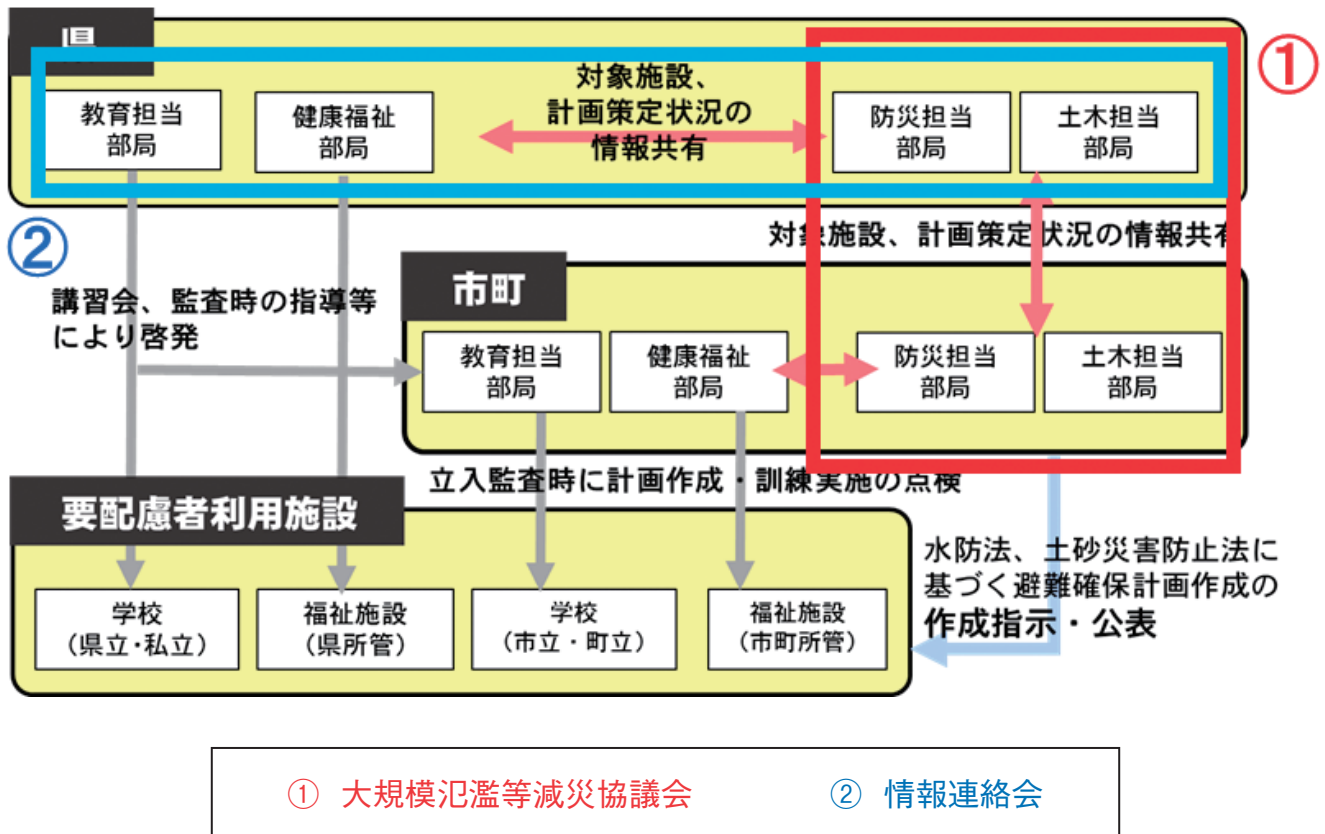
⑤ 施設管理者向け説明会の実施

避難確保計画未作成施設の管理者に対して、説明会(講習会プロジェクトなど)を実施する。

新型コロナウイルスの影響で対面での会議が難しい場合は、Webでの会議を検討する。

⑥ 個別依頼

未作成の施設に対して個別に作成依頼を実施する。



香川県大規模氾濫等減災協議会の様子



情報連絡会の様子



5. おわりに

近年、香川県では、人命にかかわるような大きな災害は発生していませんが、最初に述べたとおり、過去には大きな災害も発生しており、また、いつ発生するかわかりません。

いざという時を考え、マイタイムラインやメディアなどの連携、老朽化した水防情報システムへの対応などについて、香川県という地域に合った効果的な防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えています。

令和 3 年度 第 3 回 防災・減災対策等強化事業推進費の配分を実施します

～豪雨などによる災害の対策や防災・減災対策の推進に緊急予算を支援～

国土交通省では、「防災・減災対策等強化事業推進費」について、令和 3 年度第 3 回の配分を行います。

対策件数：18件 配分額：約70億円（国費）

令和 3 年12月14日 国土政策局広域地方政策課

「防災・減災対策等強化事業推進費」は、大雨による浸水被害等が発生した地域において再度の被災を防止するために緊急的に実施する対策や、大雨等による災害を未然に防ぐ事前防災対策であって、用地の確保など地域等における課題が解決し事業の実施環境が新たに整った場合などに年度途中に機動的に予算を配分し、防災・減災対策を強化する予算です。

1. 配分事業の概要

(1) 被災地域での災害対策

① 洪水対策・浸水対策（9 件、約47億円）

② 波浪対策（1 件、約 6 億円）

③ 崖崩れ・法面崩壊対策（4 件、約 6 億円）

(2) 災害が起きる前に被害を防止する事前防災対策

① 崖崩れ・法面崩壊対策（2 件、約 3 億円）

② 港湾施設の耐震化（2 件、約 8 億円）

※個別の案件の詳細（個票）は、国土交通省のホームページをご覧ください。

(https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000021.html)

防災・減災対策等強化事業推進費

制度概要

- 近年、激甚な災害が頻発していることを踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、**防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急かつ機動的に配分する予算。**
- 本推進費は、災害を受けた地域等における**災害対策事業**、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等における**公共交通安全対策事業**、早期に事業効果が発揮できる箇所における**事前防災対策事業**に活用可能。
- 事業所管部局（他省庁を含む）からの申請を受けて**予算を年度途中に配分。**

災害対策事業

災害を受けた地域等において、災害復旧事業等での復旧が出来ない場合等の再度災害防止等の対策




対策例：被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧にあわせて、推進費により嵩上げを実施。

事前防災対策事業

事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所又は新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所等において、早期に防災・減災効果を発揮するための対策（公共交通の安全確保を含む）




対策例①：前年度からの継続していた協議がまとまり用地が取得できたため、推進費により堤防強化等の洪水対策を実施。

対策例②：緊急輸送道路の整備において、詳細な地質調査の結果、想定以上の強風化した岩盤が出現したため、推進費により追加対策を実施。

公共交通安全対策事業

交通インフラ（陸上交通、海上交通、航空交通）における重大事故等が発生した場合の対策（安全性の向上）





対策例：園児の移動経路（交差点）において発生した死傷事故を受けて、緊急点検の結果、危険箇所に防護柵等を設置。

※写真は対策イメージ

速やかな再度災害防止対策、事故の再発防止の実施による**安全・安心の確保**

事業の計画的かつ効率的な実施による**効果の発揮**

令和 3 年度 第 3 回 防災・減災対策等強化事業推進費 執行地区一覧表

※ 個別の案件の詳細（個票）は、国土交通省のホームページをご覧ください。
（https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000021.html）
また、各案件をクリックすると詳細（個票）のページが開きます。

【災害対策事業】

[金額単位：百万円]

	種 別		事業主体名	施行地	実施計画額	
	事業名				事業費	国費 (配分額)
1. 洪水対策・浸水対策						
河川(直轄)						
(1)	河川改修事業	江の川水系江の川	国土交通省	島根県 江津市桜江町川越地先	336.000	336.000
(2)	河川改修事業	六角川水系六角川	国土交通省	佐賀県 武雄市北方町芦原地先外	1,649.000	1,649.000
(3)	河川改修事業	川内川水系川内川	国土交通省	鹿児島県 伊佐市菱刈地先	1,620.000	1,620.000
(4)	流域治水対策／河川事務所等緊急浸水対策事業	九州地方整備局武雄河川事務所朝日出張所	国土交通省	佐賀県 武雄市朝日町大字甘久地先	33.000	33.000
河川(補助)						
(5)	防災・安全社会資本整備交付金事業 (交付金計画名：福井県全地域における総合的な浸水対策等の推進(防災・安全))	九頭竜川水系志津川	福井県	福井県 福井市大森町地内	720.000	360.000
(6)	防災・安全社会資本整備交付金事業 (交付金計画名：広島県地域における流域一体となった総合的な治水対策の推進(防災・安全)緊急対策)	沼田川水系天井川	広島県	広島県 三原市沼田東町七宝地先	96.000	48.000
(7)	防災・安全社会資本整備交付金事業 (交付金計画名：総合的な水の安全・安心基盤整備(防災・安全)(河川))	斐伊川水系三刀屋川	島根県	島根県 雲南市三刀屋町三刀屋地内	400.000	200.000
(8)	防災・安全社会資本整備交付金事業 (交付金計画名：福岡県における県域一体となった災害に強い安全安心な県土づくりの推進計画(防災・安全)緊急対策)	筑後川水系山ノ井川	福岡県	福岡県 久留米市三瀬町地先	500.000	250.000
(9)	防災・安全社会資本整備交付金事業 (交付金計画名：福岡県における県域一体となった災害に強い安全安心な県土づくりの推進計画(防災・安全)緊急対策)	筑後川水系金丸川・池町川	福岡県	福岡県 久留米市津福本町地先	400.000	200.000
計			9件		5,754.000	4,696.000
2. 波浪対策						
海岸(直轄)						
(10)	海岸保全施設整備事業	西湖海岸	国土交通省	神奈川県 中郡大磯町国府新宿地先	580.000	580.000
計			1件		580.000	580.000
3. 崖崩れ・法面崩壊対策						
道路(直轄)						
(11)	道路維持管理事業	一般国道37号	国土交通省	北海道 山越郡長万部町静狩	200.000	200.000
(12)	道路維持管理事業	一般国道29号	国土交通省	兵庫県 姫路市安富町安志地先	31.000	31.000
(13)	道路維持管理事業	一般国道483号	国土交通省	兵庫県 豊岡市日高町山本地先	401.000	401.000
公園(補助)						
(14)	防災・安全社会資本整備交付金事業 (交付金計画名：新潟県における災害に強く、安全・安心・快適な都市公園づくり(防災・安全)(第2期計画))	番神御野立公園	柏崎市	新潟県 柏崎市番神二丁目地内	31.000	15.500
計			4件		663.000	647.500
災害対策事業 計			14件		6,997.000	5,923.500

【事前防災対策事業】

[金額単位：百万円]

種 別			事業主体名	施行地	実施計画額	
事業名					事業費	国費 (配分額)
1. 崖崩れ・法面崩壊対策						
道路（直轄）						
(15)	道路維持管理事業	一般国道231号	国土交通省	北海道 石狩市浜益区床丹	90.000	90.000
(16)	道路維持管理事業	一般国道115号	国土交通省	福島県 伊達市保原町大柳	170.000	170.000
計			2件		260.000	260.000
2. 港湾施設の耐震化						
港湾（直轄）						
(17)	港湾整備事業	敦賀港 鞠山南地区	国土交通省	福井県 敦賀市鞠山地先	300.000	300.000
(18)	港湾整備事業	大分港 大在西地区	国土交通省	大分県 大分市大字青崎地先	500.000	500.000
計			2件		800.000	800.000
事前防災対策事業 計			4件		1,060.000	1,060.000
総 計			18件		8,057.000	6,983.500

令和3年度 第3回 防災・減災対策等強化事業推進費 執行地区箇所図

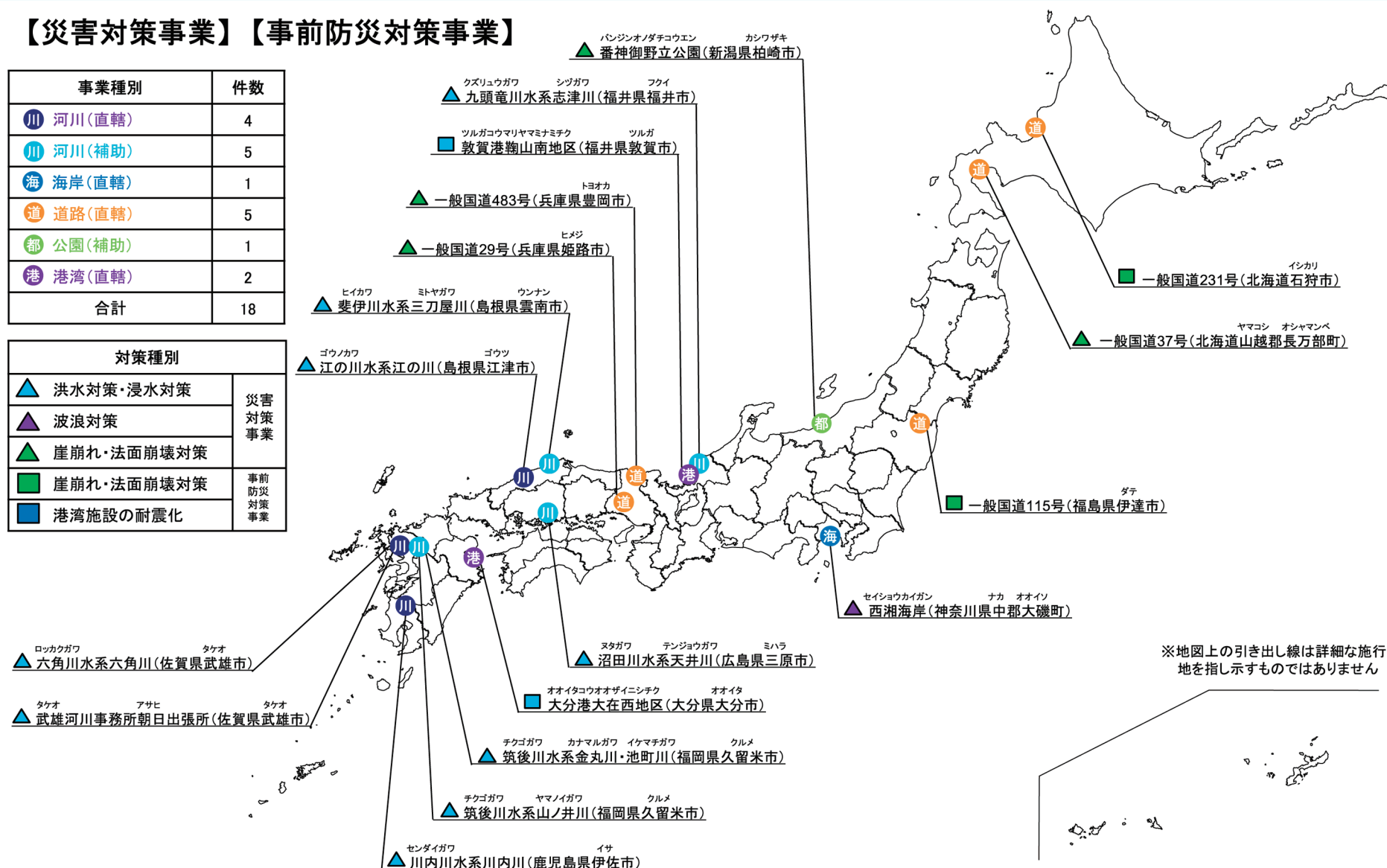


国土交通省国土政策局

【災害対策事業】【事前防災対策事業】

事業種別	件数
川 河川(直轄)	4
川 河川(補助)	5
海 海岸(直轄)	1
道 道路(直轄)	5
都 公園(補助)	1
港 港湾(直轄)	2
合計	18

対策種別	
▲ 洪水対策・浸水対策	災害 対策 事業
▲ 波浪対策	
▲ 崖崩れ・法面崩壊対策	事前 防災 対策 事業
▲ 港湾施設の耐震化	



※地図上の引き出し線は詳細な施行地を指し示すものではありません

災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例 (16)

～橋梁災害の留意点③（採択の適用範囲②）～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

1. はじめに

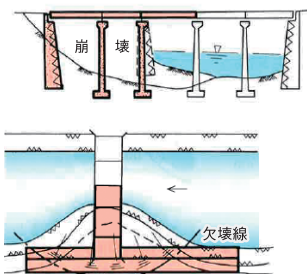
前回に引き続き橋梁災における負担法上の規定事項として、「原形復旧不適当な場合における適用条件」を説明します。また今回は、災害復旧事業費に改良費を加えて実施する「橋梁の改良復旧事業」についても説明します。

2. 採択の適用範囲

1) 原形復旧不適当（要綱第 3・(二)・イ）

この「要綱第 3・(二)・イ」を適用する原形復旧不適当とは、原形復旧（不可能を含む）することは可能であるが、原形復旧することが、被災後状況の変化、投資効果、国民経済上の観点から見て、著しく不適当な場合に適用されるもので、復旧工法としては、位置若しくは法線を変更すると共に形状若しくは寸法を変更し、それに伴う材質を変更し、従前の効用を回復させることとなります（図－1）。

原形復旧が著しく不適当な場合等には、従前の効用を復元するまでもなく、必要最小限度の効用を復旧すればよい場合、いわゆる「従前の効用の減」の場合もあります。



図－1 堤防法線の変更に伴う橋梁の継ぎ足し

原形に復旧することが技術的に不適当であるため、上・下流の川なりに合わせて復旧し、それに伴って必要となる橋梁の継ぎ足しも行う。

2) 原形復旧不適当（要綱第 3・(二)・リ）

この「要綱第 3・(二)・リ」を適用する原形復旧不可能とは、「治水上または道路交通上被災施設を

原形に復旧することが著しく不適当な場合」であり、いわゆる木橋を永久橋として採択できる場合です。

木橋又は一部が木造である橋梁が被災した場合で、①治水上又は道路交通上の理由がある場合は、当該木橋を②必要最低限において木造部分の全部又は一部を永久構造として施行し、従前効用を増大することができます（方針第 3・6・(一)～(四) 参照）。

またこれに伴い、木橋を永久構造とする場合には桁下高さを上げる事ができます（図－2）。

なお、基本的に上記①と②の組み合わせとなるので、留意が必要です。

①治水上又は道路交通上の理由とは、

イ) 流量増、河床変動、急勾配河川、流木・流水・転石が多い場合。

ロ) 自動車交通量が100台／日以上ある場合。

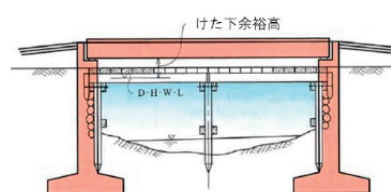
ハ) 定期バス又は定期貨物自動車の路線である場合。

二) 官公署、学校、病院、郵便局、停車場等の公共的施設に通ずる路線である場合。

②必要最低限とは、

イ) 全体の 2／3 以上被災し、取合せが不適当 + ①の条件に該当する場合は、全部を永久造物として採択できます。

ロ) イ) の他、全体の 1／2 以上が被災し、①の条件に該当する場合は、当該被災部分のみを永久構造物とすることもあります。



図－2 木橋を永久橋へ復旧併せて桁下高をあげる

洪水流量が増大し、木橋が被災した。治水上、道路交通上、原形復旧が不適当のため、永久構造として復旧する。これに伴い、けた下高を上げる。

3) 原形復旧不相当(要綱第3・(二)・ヌ)

次に「要綱第3・(二)・ヌ」を適用する原形復旧不相当とは、橋梁の桁下高を上げる事ができる場合の条件であり、これを適用する場合は、原則として被災水位が従前の計画水位を超えた場合で、橋梁が全延長にわたって被災し、洪水流量の増大や河床変動のため、原形の桁下高で復旧することが著しく不適当な場合に限って、橋梁の桁下高さを上げる事ができるというものとなります(図-3)。

この桁下高を上げる限度については、当該位置における被災水位に堤防の余裕高に相当する高さ(堤防余裕高のない未改修河川では、その河川の規模等に相当する高さ)を加えた高さまで上げる事ができます。(方針第8・3・(四))

ただし、被災橋梁が潜水橋の場合には、原則として桁下高を上げる事はできないので留意願います。

(改修済河川の場合)

(未改修河川の場合)

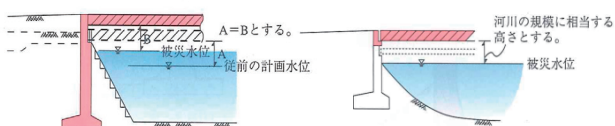


図-3 桁下高をあげる要件

3. 橋梁における災害関連事業(改良復旧)

ここからは、橋梁における災害関連事業について説明します。

そもそも災害関連事業とは、再度災害を防止するため、被害箇所あるいは未被災箇所を含む一連の施設について、災害復旧事業費に改良費を加えて実施するものです。

災害箇所の原形復旧のみではその効果が限定される場合、また、これに接続する一連の施設を含めた場合の効用が限定される場合において、災害復旧事業に同程度の関連費(改良費)を加えて、この災害箇所あるいは、一連の効用を発揮するため未被災箇所等を含めて改良復旧し、再度災害を防止する改良事業とのことを言い、橋梁災害においても適用されます。

＜橋梁における適用条件＞

- ①河川改良事業の附帯工事として架換、嵩上、継足等の工事が近く施行されることが明らかな橋梁を河川改良計画に合わせて施行する工事。
- ②災害復旧事業において永久構造の橋梁として採択された橋梁の未被災部分を永久構造として、又は全延長にわたり幅員を拡幅して施行する工事。

③橋梁の一部が流失した場合において被災洪水を対象として全延長にわたり嵩上げして施行する工事。

④根固工、床固工等を新設し、未被災区間を補強して施行する工事。

⑤路線又は道路の区域を変更する必要があると認められる場合において、橋梁位置を変更して施行する工事。

⑥河川管理施設等構造令に規定する規格の範囲内において改良して施行する工事。

⑦被災箇所又はこれに接続する未災箇所を、その前方又は後方で近く施行されることが明らかな道路工事の計画に合わせて道路構造令に規定する規格の範囲内において改良し施行する工事。

被災橋梁の復旧計画として①～⑦に該当させ復旧することで、当該橋梁あるいは一連の効用を発揮することが出来る場合には、未被災箇所等を含めて改良復旧することは、再度災害防止の観点や道路(橋梁)を管理する上で重要なことと考えています。こうした点も念頭において、橋梁復旧計画を立案してもらいたいと思います。

ただし、この改良復旧(関連費)については関連費の補助率が別に定められているので留意が必要です。

4. おわりに

今回の原形復旧不相当の採用については、何をもちて不相当としているのか、また従前の効用をどのような根拠で増とさせたのかが重要となりますので、申請者は査定時に説明できるようにしておくことが必要なので留意願います。

また、復旧計画にあたっては、当該橋梁あるいは一連の効用を発揮することが出来るか?など改良復旧の可能性についても視野に入れて検討していただきたいと思います。

これまで、3回にわたり「橋梁災害における留意点」として適用範囲(条件)を説明してきました。次回(最終章)は、これまで紹介してきた内容を踏まえ、実際の採択事例を紹介していきたいと思います。

協会だより

陣内孝雄名誉会長（元参議院議員）が 九州北部豪雨権限代行赤谷川災害復旧現場等を視察 九州地方整備局の藤巻浩之局長、島本和仁河川部長、 筑後川河川事務所の吉田大所長等と意見交換

陣内名誉会長が、12月7日(月)に九州北部豪雨権限代行赤谷川災害復旧現場を視察しました。

現場視察に先立ち、筑後川河川事務所において吉田所長から九州北部豪雨災害の概要（降雨状況、災害発生状況、行政の対応等）を説明いただき、質疑応答・意見交換を行いました。

福岡県朝倉市杷木支所に設置されている九州北部豪雨復興センター（九州北部豪雨復興出張所）に向かい、赤谷川の下流側の復旧現地の鶴園橋橋梁架設現場において、川邊筑後川河川事務所副所長兼九州北部豪雨復興センター長の中原九州北部豪雨復興出

張所長から権限代行復旧の全体計画、復旧の状況、見通しについて説明を受け、質疑応答・意見交換を行いました。

8日(火)には、九州地方整備局の藤巻局長、島本河川部長と面談し、九州北部豪雨災害、球磨川災害など近年の災害について意見交換を行うとともに、川辺川ダムの現状や城原川ダムについても意見交換を行いました。

藤巻九州地方整備局長をはじめ、河川部の皆様、筑後川河川事務所の皆様の詳細で丁寧な説明、対応をいただきありがとうございました。



吉田所長（左側）と陣内名誉会長（右側）



令和 3 年 発生主要異常気象別被害報告

令和 3 年12月28日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪 雨		地 す べ り		融 雪		地 震		梅雨前線豪雨		台 風		そ の 他		合 計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道	4	545,500	41	1,298,300											7	216,000	52	2,059,800
青森			53	2,262,000													53	2,262,000
岩手			16	125,600	3	658,000			1	80,000					8	296,400	28	1,160,000
									<62>	<2,361,692>							<62>	<2,361,692>
									(5)	(1,521,600)							(5)	(1,521,600)
宮城			3	588,185					107	5,227,492					2	8,000	112	5,823,677
秋田			17	304,000							27	494,800			7	954,000	51	1,752,800
山形			21	578,000					<20>	<1,285,000>							21	578,000
									(10)	(1,472,187)							(10)	<1,285,000>
福島			19	257,700	2	440,000			82	3,661,433			1	280,000			103	<1,472,187>
茨城			1	100,000													1	4,359,133
栃木			4	131,859													1	280,000
群馬																	1	100,000
																	4	131,859
埼玉					(1)	(1,741,388)											(1)	(1,741,388)
千葉			2	48,800	1	1,741,388					34	710,800	11	283,200			1	1,741,388
神奈川			11	293,500													47	1,042,800
	<2>	<120,000>															11	293,500
	(1)	(300,000)															<2>	<120,000>
新潟	6	1,030,000	21	499,000	7	970,000	10	327,000			6	360,000			(1)	(7,000)	(2)	(307,000)
																	53	(1,521,600)
富山	<2>	<450,000>	10	290,000	1	280,000	1	15,214									12	585,214
																	<2>	<450,000>
石川	2	450,000	15	127,100													17	577,100
福井			80	1,922,600			2	820,000			1	15,000			1	50,000	84	2,807,600
山梨			5	1,164,000													5	1,164,000
			(3)	(75,000)													(3)	(75,000)
長野			400	19,449,900	4	1,000,000					8	139,000					412	20,588,900
			(5)	(37,000)													(5)	(37,000)
岐阜			453	19,165,929	1	600,000	2	50,001			70	1,949,305			1	120,000	527	21,885,235
			<1>	<495,300>							<5>	<794,455>					<6>	<1,289,755>
											(3)	(103,000)					(3)	(103,000)
静岡			11	839,300	1	290,000					108	6,533,955					120	7,663,255
愛知			8	146,000	1	280,000					24	357,200					33	783,200
三重	1	2,300,000	51	1,328,000							1	11,000	12	3,207,500			65	6,846,500
			(2)	(33,000)													(2)	(33,000)
滋賀			12	457,000	1	80,000											13	537,000
京都			39	519,500							9	171,500					48	691,000
大阪			2	41,000													2	41,000
兵庫			14	236,500							1	6,000	14	83,000			29	325,500
奈良			2	110,000							4	36,000			1	28,600	7	174,600
和歌山			26	866,400	5	849,000					12	450,500	9	40,900			52	2,206,800
			<1>	<20,000>							<1>	<60,000>	<1>	<70,000>			<3>	<150,000>
											(5)	(50,000)					(5)	(50,000)
鳥取			41	758,000							249	4,558,200	1	70,000			291	5,386,200
											<1>	<1,600>	<1>	<6,000>			<2>	<7,600>
島根			173	3,241,300	2	60,000					1,231	24,778,335	308	5,112,200			1,714	33,191,835
岡山			149	1,218,146	1	80,000											150	1,298,146
			(1)	(100,000)													(1)	(100,000)
広島			1,779	26,121,594													1,779	26,121,594
			(1)	(10,000)													(1)	(10,000)
山口			196	4,197,000	1	400,000					49	768,000	28	426,000			274	5,791,000
徳島			11	236,500	1	100,000							<1>	<3,000>			12	336,500
																	<1>	<3,000>
香川											4	59,000	2	71,000			6	130,000
愛媛			49	808,300	1	300,000					115	1,774,500	17	326,500			182	3,209,300
高知			114	2,399,000	1	550,000					123	1,759,500	159	2,455,000			397	7,163,500
			(2)	(14,000)													(2)	(14,000)
福岡			241	7,808,600							8	87,800					249	7,896,400
			(1)	(4,400)													(1)	(4,400)
佐賀			415	8,259,300	5	570,000					6	60,000			1	15,000	427	8,904,300
	<1>	<80,000>	<1>	<110,000>													<2>	<190,000>
長崎	2	1,080,000	275	5,032,000	3	445,000					9	156,400	5	114,000			294	6,827,400
			(2)	(17,500)									<1>	<30,500>			<1>	<30,500>
																	(2)	(17,500)
熊本			536	6,982,712	2	1,360,000					289	2,743,734	1	30,500	1	7,000	829	11,123,946
大分			156	3,303,480									24	250,000			180	3,553,480
宮崎			61	1,052,800	1	800,000					46	643,700	33	831,500	1	4,000	142	3,332,000
			(1)	(25,000)							(1)	(35,000)					(2)	(60,000)
鹿児島			116	1,586,808							714	9,127,182	2	42,000			832	10,755,990
沖縄			3	120,000							11	682,000					14	802,000
									(3)	(132,348)							(3)	(132,348)
仙台																		
静岡			2	150,000							5	670,000					4	194,858
浜松			8	544,000							8	471,000					7	820,000
京都			4	78,500													16	1,015,000
			(5)	(165,236)													4	78,500
																	(5)	(165,236)
広島			101	2,414,666													101	2,414,666
			(1)	(80,000)													(1)	(80,000)
北九州			2	460,000													2	460,000
			(1)	(70,000)													(1)	(70,000)
福岡			1	70,000													1	70,000
補助計	<5>	<650,000>	<3>	<625,300>					<82>	<3,646,692>	<7>	<856,055>	<4>	<109,500>			<101>	<5,887,547>
	(1)	(300,000)	(25)	(631,136)	(1)	(1,741,388)			(18)	(3,126,135)	(9)	(188,000)			(1)	(7,000)	(55)	(5,993,659)
	15	5,405,500	5,770	129,992,879	45	11,853,388	15	1,212,215	194	9,163,783	3,172	59,574,411	627	13,623,300	33	1,806,000	9,871	232,631,476
直轄計	1	30,000	69	19,686,287					2	73,000	37	5,452,272	2	485,000	2	700,722	113	26,427,281
合計	16	5,435,500	5,839	149,679,166	45	11,853,388	15	1,212,215	196	9,236,783	3,209	65,026,683	629	14,108,300	35	2,506,722	9,984	259,058,757

※被害報告は、月 2 回 (15日、月末) 国土交通省 HP で公表。最新は下記をクリック

http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html